

立会受付 Web システムサービス契約約款

(本約款等の適用)

- 第 1 条 本約款、そのほか本約款にて準用する文書（以下、総称して「本約款等」という。）は、契約者が、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社の提供する立会受付 Web システムサービス（以下「本サービス」という。）や本サービスを利用するにあたり必要なソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という。）を利用するにあたり、必要な条件を定めるものとする。
- 2 契約者は、本サービス及び本ソフトウェアの利用にあたり、本約款等を遵守するものとする。

(定義)

- 第 2 条 「乙」とは、本サービス提供者としてのエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社をいう。
- 2 「契約者」とは、本約款等に同意し、乙との間で、本サービスの利用契約（以下、「本サービス契約」という。）を締結したものをいう。
- 3 「契約者乙」とは、契約者と同じ立場で本サービスを利用する場合のエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社のことをいう。
- 4 「INF」とは、乙及び契約者乙の総称をいう。
- 5 「利用者」とは、契約者の許諾のもと、本サービス契約に基づく契約者の地位に基づいて本サービスを利用するものをいい、本約款等中の契約者に関する規定は、利用者にも準用される。契約者は、利用者に本約款等の規定を遵守させなければならない、また、利用者の行為は契約者の行為とみなされる。
- 6 「申請者」とは、乙所定の利用規約（<https://ap.infrastructure-mgmt.jp/> 以下「本利用規約」という）に同意し、本サービスを用いて契約者及び INF との間で、地下埋設物の状況や工事の可否などの情報のやりとりを行う者をいう。
- 7 「第三者」とは、本約款で特段の記載がない限り、「契約者及び INF」以外の者をいう。
- 8 「付随サービス」とは、乙所定の条件に基づき本サービスに付随して契約者に提供されるサービスをいう。付随サービスには、乙所定条件に特段の定めがない限り、本約款の規定が適用される。
- 9 「本サービスなど」とは、本サービス及び付随サービスの総称をいう。
- 10 「乙設備」とは、本サービスなどを構成するシステムや設備をいう。
- 11 「申請者提供情報」とは、申請者が、本サービスなど及び本サービスなどに基づき又は関連して、乙及び申請者の選択する契約者や契約者乙に対し、直接提供する個人情報その他一切の情報をいう。
- 12 「乙提供情報」とは、乙が、本サービスなど及び本サービスなどに基づき又は関連して、契約者及び申請者に対し、直接提供する地図情報や工事情報その他一切の情報をいう。
- 13 「契約者提供情報」とは、契約者が、本サービスなど並びに本サービスなどに基づき又は関連して、乙及び申請者に対し、直接提供する地図情報や工事情報その他一切の情報をいう。
- 14 「利用情報」とは、契約者による本サービスなどの利用状況、利用頻度、乙設備への負荷、その他本サービスなどを契約者に提供する過程で乙が取得した情報（ただし、契約者提供情報を除く）をいう。
- 15 「派生情報」とは、情報の集積・分析・加工の結果生じる情報という。

(本約款等の変更)

第3条 乙は本約款等を変更することがある。この場合、変更後の本サービスなどの提供条件(但し、サービス料金の変更については3項が適用される)は、変更後の本約款等によるものとする。

2 前項の変更を行う場合、乙は契約者に対し、事前に、変更内容を通知又は告知するものとする。ただし、通知が到達しない場合でも、乙のホームページ(<https://www.nttinf.co.jp>)上で告知された場合は、変更後の本約款等が適用されるものとする。

3 乙は、サービス料金を変更することがある。この場合、変更後新たに本サービス契約を締結する場合は、変更後のサービス料金が適用されるものとする。

(サービス提供地域)

第4条 本サービスの提供地域は日本国内とする。

(本サービスの利用)

第5条 乙は、契約者に対し、本サービス利用契約の提供期間中、電気通信回線を通じて乙の指定するURLにアクセスすることにより、本サービスを非独占的に利用できる環境を提供する。

2 本サービスの詳細は、別紙仕様書のとおりとする。

3 契約者が、本サービスを利用する際は、第8条第2項に基づき乙が契約者に通知したユーザーID及びパスワード(以下「アカウント」という)を用いることとする。

(本サービスの変更)

第6条 乙は、契約者の事前の承諾を得ることなく、本サービスの内容を随時変更できる。

2 乙は、本サービスの変更によっても、変更前と同等の機能及び内容が維持されることを保証しない。

3 本サービスの変更により又は関連して、契約者に損害が発生しても、乙は一切の責任を負わない。

(本サービスの提供期間)

第7条 本サービスの提供期間は注文請書に記載の通りとする。

2 本サービスの提供期間満了日の30日前までに契約者又は乙から、書面による終了の申し出がない限り、本サービスの提供期間満了日の翌日からさらに1年間同一条件で有効に存続するものとし、以後も同様とする。

(本サービス契約の成立)

第8条 契約者は、乙所定の注文書に希望するライセンス数、希望利用開始日などを記入のうえ、乙に提出することで申込みを行うものとする。

2 前項の申込みを承諾する場合、乙は、注文請書、ライセンス数分のアカウント、関連資料などを契約者に郵送又は電子メールに添付する方法にて送付するものとする。

3 次の各号に該当する場合、乙は申込みを承諾しないことがある。この場合、乙は、遅滞なく申込者にその旨を通知するものとする。

① 本サービスの提供が、技術上著しく困難であると乙が判断した場合

② 申込者が注文書に、虚偽の記載又は記入漏れがある場合

- ③ 申込者がサービス料金などの支払を怠るおそれがあると乙が判断した場合
- ④ 申込者が、第16条（禁止行為）に該当する（おそれがある場合、を含む）と乙が判断した場合
- 4 乙は、申込みを承諾した後であっても、契約者が前項のいずれかに該当すると判断した場合、その承諾を取り消すことがある。
- 5 契約者は、乙がアカウントを通知後、本サービスを利用できるか否かを直ちに確認し、利用できない場合は、乙にその旨を通知しなければならない。
- 6 乙が契約者にアカウントを通知した日から30日以内に契約者から前項後段の通知がなされない場合（以下、「納品完了」という。）、乙の責めに帰すべき事由によるアカウントの不具合であったとしても、契約者は第17条に規定するサービス料金の支払いを免れず、乙は、それにより契約者に生じた損害につき一切の責任を負わない。
- 7 契約者は、アカウントを自らの責任により厳重に管理し、これらの不正使用によりINF及び第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じなければならない。
- 8 契約者は、アカウントを第三者と共有又は開示、貸与してはならない。
- 9 契約者及び乙は、アカウントの漏洩や第三者利用を確認した場合又はこれらの疑いが認められる場合には、直ちに相手方にその旨を通知し、互いに協力して適切な措置を行うものとする。
- 10 前項の場合、乙は、あらかじめ契約者に通知した上で、アカウントを無効にし、新たなアカウントを契約者に通知することができる。かかるアカウントについては、本条の規定を適用する。

（第三者への委託）

第9条 乙は、必要に応じて、本サービスの提供及びそれに関連する業務の全部又は一部を第三者に委託し運用できるものとする。

（本サービス利用のための設備及び機器）

第10条 契約者は、契約者の費用と責任において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、インターネット接続業者との契約、その他これらに付随して必要となるすべての機器およびサービスを準備し（第三者からの借用、提供を受けているものも含む。以下、これらを総称して「契約者設備」という。）かつ任意のインターネット接続サービス等を経由して本サービスを利用するための環境を整備、維持するものとする。

（本サービス及び乙提供情報等についての乙の不保証）

第11条 乙は、本サービスの提供が中断しないことや、本サービス提供の継続性を一切保証しない。

- 2 乙は、乙提供情報及び申請者提供情報の正確性を一切保証しないものとし、修正、追完する義務も負わないものとする。
- 3 乙は、本サービスなど並びに乙提供情報及び申請者提供情報が、契約者の利用目的や要求に適合すること並びに契約者又は第三者の権利や利益を侵害しないことの一切の保証責任を負わないものとする。
- 4 乙は、前各項に基づき又は関連して契約者又は第三者に損害が生じたとしても、一切責任を負わない。

(本サービス、乙提供情報等の利用についての契約者の責任)

第12条 契約者は、本サービスなど並びに乙提供情報及び申請者提供情報を自らの判断と責任のもとで利用するものとし、これらの利用により及び関連して生じた責任は全て契約者が負うものとし、乙は一切責任を負わない。

2 乙は、契約者の本サービスなどの利用並びに乙提供情報及び申請者提供情報の利用により、第三者に損害を与えた場合であっても、何らの責任も負わないものとし、契約者の責任において解決するものとする。

(申請者提供情報の取り扱い)

第13条 契約者及び乙は、申請者提供情報については、個人情報保護法などの法令及び本利用規約に基づいて（乙が本利用規約を変更した後は、変更後の本利用規約に基づいて）取り扱わなければならない。

2 契約者及び乙は、申請者提供情報を自らの責任で保管管理するものとし、かかる情報を漏洩したことにより及び関連して第三者に損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の主張や請求がされた場合は、自らの責任と費用をもって解決するものとし、相手方又は申請者に一切の迷惑や損害を与えないものとする。

3 契約者は、申請者提供情報のうち必要な情報については、自らの費用と責任において保全するものとする。

(契約者提供情報及び利用情報などの取り扱い)

第14条 乙は、契約者提供情報、利用情報及びこれらの派生情報を、以下の目的で利用することが出来る。

- ① 本サービスなどを契約者に提供するため
- ② ログイン時やIDパスワードの変更時などにおける本人確認のため
- ③ 本サービスなどの不具合時における契約者への連絡などのため
- ④ 契約者の問い合わせに対する回答のため
- ⑤ 本約款違反行為の調査その他本約款に規定する内容及びそれに関連する行為を行うため
- ⑥ 本サービスなどの改善や拡張機能開発のため
- ⑦ 新規サービスの開発およびその商用利用のため

(乙提供情報の取り扱い)

第15条 契約者は、乙提供情報を、本サービスを利用する目的でのみ取り扱うことが出来る。

2 契約者が乙提供情報を第三者に提供する場合、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

3 契約者は、乙提供情報のうち必要な情報については、自らの費用と責任において保全するものとする。

(禁止行為)

第16条 契約者は、本サービスの利用及びそれに関連し、自ら又は第三者をして、次の各号のいずれかに該当する行為（該当するおそれのある行為を含む）をして（させて）はならない。

- ① 法令や本約款等に違反する行為
- ② 乙又は第三者の権利や利益を侵害すること
- ③ 本サービスなどを自らの業務以外の目的で利用すること

- ④ 乙設備や乙の電気通信設備に過度な負担をかける等これらに支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為
- ⑤ その他本サービスなどの運営その他 INF や第三者の業務遂行を妨害すること
- ⑥ 注文書に虚偽の事項を記載すること

(サービス料金など)

第17条 契約者は、本サービス提供を受ける対価として、乙が契約者に提示する金額のサービス料金に消費税を加算した額を支払うことを要する。

2 契約者は、サービス料金等について、注文請書に記載の支払い条件に従って支払うものとする。

3 契約者が本サービス契約に基づく義務に違反し、提供停止となった場合は、第1項の金員の全部又は一部を契約者に返還することを要せず、契約者は、支払義務を免れない。それ以外の場合については、契約者乙協議の上、第1項の金員を月額換算し、提供停止月以降の月額を上限額として返還する。

(本サービスの提供停止)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合、乙は、本サービスの提供を停止することができる。

- ① サービス料金及びその他の債務について、支払期限を経過してもなお支払わないとき
- ② 注文書に虚偽の事項を通知したことが判明したとき
- ③ 乙の業務の遂行若しくは乙設備や乙の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき
- ④ 危険や脅威と乙が判断するアクセスが乙設備になされたとき
- ⑤ 乙設備又は契約者設備に異常、毀損などが認められたとき
- ⑥ 乙設備の点検、保守、修理、工事又は更新などの作業を行うとき
- ⑦ 本サービスの更新などの作業を行うとき
- ⑧ 契約者が本サービス契約に基づく義務に違反しているとき（違反するおそれがあると乙が判断したとき）
- ⑨ 電気の供給や電気通信サービスその他本サービスが利用又は前提とする第三者のサービスの提供が停止したとき
- ⑩ そのほか相当な理由があるとき

2 乙は、前各号の規定により本サービスの提供を停止しようとする場合には、あらかじめ契約者にその旨を通知する。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではない。

(本サービスの廃止)

第19条 乙は、30日前までに契約者に通知することにより、本サービスの全部又は一部を廃止することができる。

2 本サービスの廃止により契約者に損害が生じても、乙は一切責任を負わない。

3 本サービスの廃止により、本サービス契約は終了する。

(本サービス提供開始時期の無償延伸)

第20条 乙は、注文請書に記載の提供期間の始期までに本サービスの提供ができない場合、契約者に対して遅滞なくその旨を通知することにより、提供開始時期を無償で延伸することができる。この場合、無償で延伸する日数は、協議して定める。

(切り分け)

第21条 契約者が本サービスを利用できない場合、契約者は、当該不具合が契約者設備などに起因するか否かを確認するものとする。

2 確認の結果、契約者設備などに起因していないことが判明した場合、契約者は直ちに乙にその旨を連絡するものとする。

(本サービスの提供不能)

第22条 乙は、天災、地変、火災、ストライキ、戦争、内乱、疫病・感染症の流行その他の不可抗力による本サービス契約の全部又は一部の不履行につき、その責任を負わない。

(本サービスの提供不能など)

第23条 契約者が本サービスを利用できない場合、乙の責めに帰すべき事由による場合（前条に規定する場合を除く）、乙は、無償で、商業的に合理的な範囲でかかる不具合の修正の努力を行うものとする。

2 前項に基づく修正ができない場合（商業的に合理的範囲を超える場合）で、かつ、第1項の事由が乙の故意又は重過失による場合に限り、契約者は本サービスを利用できないことにより生じた損害の賠償を乙に請求することができる。ただし、かかる場合に、乙が負う賠償額は注文請書に記載の金額の1ヵ月相当を上限とする。

(支払遅延利息)

第24条 契約者の責に帰すべき事由により、支払約定期間を経過しても料金を支払わない場合は、乙は契約者に対して当該支払約定期間満了日の翌日から料金が支払われた日まで、支払遅延金額に対し年8.25パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として請求することができる。ただし、天災その他やむを得ない事由により支払いが遅滞した場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

2 前項の支払遅延利息は100円未満を切り捨てるものとする。

(契約の無催告解除)

第25条 契約者又は乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの通知、催告を要せず即時に本サービス契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 本サービス契約の履行が不能であるとき
- ② 本サービス契約の履行を拒絶する意思を明確に示したとき
- ③ 本サービス契約に基づく義務を履行せず、催告をしても本契約の目的を達するに足りる履行がされる見込みがないとき
- ④ 以下のいずれかの事由が認められたとき
 - イ 支払の停止があったとき又は支払不能の状態に陥ったとき
 - ロ 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき、信用や資力の著しい低下があったとき又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
 - ハ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき
 - ニ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

ホ 自らを債務者とする仮差押え、仮処分若しくは差押えの命令、競売の申立てがあったとき又は公租公課の滞納処分を受けたとき

- ⑤ 詐術その他背信的行為があったとき又は重大な危害又は損害を及ぼしたとき
- ⑥ その他、本サービス契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき

(契約の催告解除)

第26条 契約者及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、書面により相手方に催告した日から30日以内に相手方が是正しないときは、本サービス契約の全部又は一部を解除できる。

- ① 相手方が正当な理由なく、本サービス契約を履行しないとき
- ② 相手方の責に帰すべき事由により、本サービス契約に定める債務の履行が著しく遅延又は不能になったとき
- ③ その他、相手方が本サービス契約に違反したとき

(契約者による契約の任意解約)

第27条 契約者は、前2条以外の場合でも、必要がある場合、あらかじめ書面で乙に90日前までに通知した上で、本サービス契約の全部又は一部を解約することができる。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではない。

(契約終了後の措置)

第28条 理由のいかんを問わず、本サービス契約が終了した場合、アカウントは無効となり、以後契約者は本サービスを利用できない。

- 2 契約者の責めに帰すべき事由により本サービス契約が終了した場合を除き、契約者は、本サービス契約が終了するまでに保存した乙提供情報及び利用者提供情報を、本サービス契約終了後も、本約款等及び本利用規約に従い利用することができる。

(契約者の免責、損害賠償の限定)

第29条 乙は、契約者の責に帰すべき事由により損害を被った場合、契約者に対して一切の損害（訴訟費用、弁護士費用等を含む）の賠償を請求できる。

(乙の免責、損害賠償の限定)

第30条 本サービス契約などに基づき乙が負う責任は、請求の原因いかんを問わず、本サービス契約の各規定に従い制限された限度に限る。

- 2 本サービス契約などにおいて、乙にて責任を負わないとされている事項及び保証をしないとされている事項並びに契約者の責任とされている事項について、乙は一切の責任を負わない。
- 3 本サービス契約などに基づき又は関連して乙が負う損害賠償の累計額（本条1項の規定に基づき負う責任も含む）は、債務不履行、不法行為、その他請求の原因いかんを問わず、注文請書に記載の金額を上限とする。

(知的財産権等)

第31条 本サービス並びに乙提供情報に関する特許権、意匠権、商標権（特許などを受ける権利を含む。）及び著作権などの知的財産権等は、本サービス契約によっては、契約者及び第三者に移転しない。

- 2 乙の本サービス契約に基づく本サービスの提供は、契約者に対し、本サービスの利用に必要な範囲を超えて前項の知的財産権等の利用を許諾しているものではないものとする。
- 3 利用状況及び派生情報を使用する権利その他の財産権は全て乙に帰属し、契約者には何らの権利や利益も帰属しない。
- 4 乙提供情報、利用情報及び派生情報の使用に基づき生じたノウハウや特許権、意匠権、商標権（これらを受ける権利を含む。）、著作権などの知的財産権等は全て乙に帰属し、契約者には何らの権利や利益も帰属しない。

（反社会的勢力の排除）

第32条 契約者及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- ① 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号）、暴力団員（同法第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること
 - ② 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
 - ③ 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
 - ④ 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与（法令で義務付けられている取引を除く）をしていると認められること
 - ⑤ 本サービス契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること
- 2 契約者及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本サービス契約を解除することができる。
- ① 第1項に違反したとき
 - ② 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - イ 相手方に対する暴力的な要求行為
 - ロ 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - ニ 風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ホ その他イ乃至ニに準ずる行為
- 3 乙は、本サービス契約を履行するための主要な原材料等を購入する契約等（以下「原材料購入契約等」という。）の相手方又はその役員が暴力団員等であることが判明したとき、原材料購入契約等の履行が暴力団員等の活動を助長し、若しくは暴力団の運営に資することが判明したとき、又は原材料購入契約等の相手方が自ら又は第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに原材料購入契約等の解除その他の必要な措置をとらなければならない。
- 4 契約者は、乙が前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本サービス契約を解除することができる。
- 5 契約者及び乙は、第2項又は前項の規定により本サービス契約を解除した場合、相手方に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとする。

(守秘義務)

第33条 契約者及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、次のいずれかに該当する情報（以下「秘密情報」という。）を、本サービス契約遂行の目的や本サービス契約で規定した目的以外に使用せず、また、第三者に開示、漏洩しないものとする。

- ① 本サービス契約の存在及び内容
 - ② 本サービスに関する一切の情報（但し、契約者提供情報を除く）
 - ③ 本サービスの利用に際し又は関連して知り得た相手方の技術上、営業上及び業務上の一切の情報
- 2 前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り次の各号の情報は、機密情報として扱わないものとする。
- ① 公知のもの、又は相手方から得た自己の責によらないで公知となった情報
 - ② 契約者又は乙への開示前に相手方が既に保有していた情報
 - ③ 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ④ 相手方が開示された情報によらずして、独自に開発した情報
- 3 契約者及び乙は、自己の役職員又は第三者に秘密情報等を使用させる場合、当該役職員又は第三者に本サービス契約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員（退職又は退任後も含む）又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 本条の規定にもかかわらず、契約者及び乙は、司法機関、行政機関から適法に開示を求められた場合又は法令上の開示義務を負う場合は、秘密情報を開示することができる。

(権利・義務の譲渡)

第34条 契約者及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本サービス契約に関する権利及び義務を第三者に譲渡、承継、担保に供し、又は負担させてはならない。

(存続条項)

第35条 理由のいかんを問わず本サービス契約が終了した後も、以下の条項その他条項の趣旨から本サービス契約終了後も引き続き効力を有すると解される条項は、引き続き効力を有する。

- ① 第11条（本サービス及び乙提供情報等についての乙の不保証）
- ② 第12条（本サービス、乙提供情報等の利用についての契約者の責任）
- ③ 第13条（申請者提供情報の取り扱い）
- ④ 第14条（契約者提供情報及び利用情報などの取り扱い）
- ⑤ 第15条（乙提供情報の取り扱い）
- ⑥ 第28条（契約終了後の措置）
- ⑦ 第29条（契約者の免責、損害賠償の限定）
- ⑧ 第30条（乙の免責、損害賠償の限定）
- ⑨ 第32条（反社会的勢力の排除）
- ⑩ 第33条（守秘義務）
- ⑪ 第34条（権利・義務の譲渡）
- ⑫ 本条
- ⑬ 第36条（協議事項）
- ⑭ 第39条（管轄の合意）

(協議事項)

第36条 本サービス契約に関して疑義が生じた場合、又は本サービス契約に定めのない事項については契約者乙協議のうえ定めるものとする。

(通知条項)

第37条 契約者が、次に定める事項を行った場合、1ヶ月以内に、当該事項を証明できる書類を添えて、乙に書面で通知するものとします。

- ① 合併、会社分割、株式交換、株式移転などの組織に関する重大な変更
- ② 事業の全部又は一部の譲渡
- ③ 株主を全議決権の3分の1を超えて変動させるなど、支配権に実質的変動を生じさせる行為
- ④ 本店所在地、商号、代表者の変更など

2 契約者が前項の通知を懈怠したことなどにより、契約者に損害その他の不利益が生じたとしても、乙は何らの責任も負いません。

(準拠法)

第38条 本サービス契約の成立、効力、履行及び本約款等の解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

(管轄の合意)

第39条 本サービス契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上